

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

横手市の文化財や歴史的風致の特性及び現状、問題点を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に取り組むための基本的な課題について、以下にまとめた。

1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する課題

①歴史的建造物等の破損や劣化の進行

市内各所に存在する歴史的建造物の多くは、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題を抱えており、修理や補修が必要である。これらの建造物を伝統工法で修理することは、多額の費用がかかることから民間所有の歴史的建造物の修理は所有者の負担のみでは困難な状況である。



老朽化が著しい建物

②伝統的建造物群保存地区や指定等の文化財建造物の防災対策の遅れ

木造家屋が密集している横手市増田伝統的建造物群保存地区（以下、保存地区）及び周辺部に加え、文化財建造物の防災対策がまだ十分に進んでいない。また、指定等の文化財建造物について、防災対策が十分でないものもある。

③文化財の把握や調査が十分でなく、保存活用に関する方針が未策定

歴史的風致を構成する未指定の文化財の調査が不足しているほか、所在や所有の状況について把握しきれておらず、文化財としての価値や保存・活用方策の検討が進んでいない。

2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する課題

①歴史的風致を損なう建造物等や空き家、空き地化による景観阻害や連続性の喪失

歴史的風致を損なうような建造物や工作物への対策が進んでおらず、また人口減少等に伴う空き家件数が増加している。本市全体の空き家件数は、調査を始めた平成25年(2013)3月の1,150棟に対し、平成29年(2017)3月には1,551棟と4年間で約400棟も増加しており、それに伴う景観や安全等の問題が歴史的風致の維持向上に支障をきたしている。



近年目立ってきた空き地

②都市公園の景観阻害と保全活用整備の遅れ

日本の歴史公園100選に選定されている横手公園や国の指定史跡大鳥井山遺跡のある大鳥公園などの都市公園では、老朽化した工作物等により景観が阻害されており、史跡の保全活用に向けた整備が遅れている。

3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する課題

①活動の後継者・担い手の減少と、保存や継承等の危機

国勢調査によると本市の人口は、市町村合併時の平成17年(2005)の103,652人に対し、平成27年(2015)には92,197人と10年間で1万人以上が減少(第1章2 社会的環境 3. 人口参照)しており、少子高齢化や働き方の変化などにより伝統行事等の活動の担い手やそれを引き継ぐ後継者が減少していることから、保存・継承・伝承が困難となってきている。

また、文化財建造物の修理、復原を行う場合には、現代工法とは異なる専門的な知識を持った技術者の確保が必要となる。修理技術者に関しては、これまでも講習会を開催し育成に努めてきているが、長期的視点で継続して育成していく必要がある。

農業従事者の後継者不足に関しても深刻であり、農林業センサスの統計によると、農業従事者数は市全体で、平成12年(2000)の15,267人に対し、平成22年(2010)には10,747人と10年間で約4,500人が減少している。

②伝統行事の材料不足と製作技術継承の危機、及び用具・装束の更新が困難

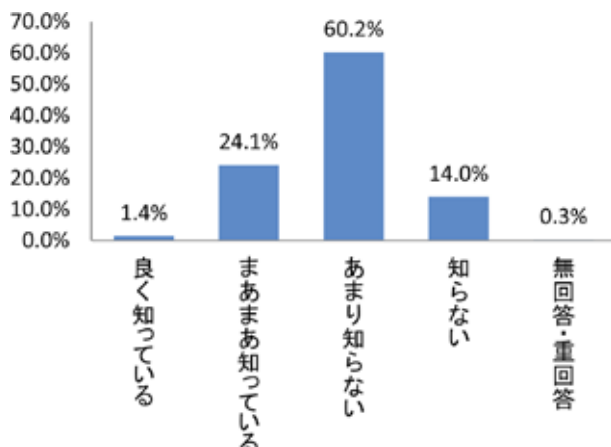
祭礼等の伝統行事等で使用する材料が不足しているほか、送り盆行事で使用する舟等を製作するための技術の継承が危ぶまれている。また、伝統行事等で使用する用具や装束等は老朽化が進んでいるが資金不足等により修繕や更新が困難な状況を迎えている。

4. 「歴史的風致の認識向上」に関する課題

①歴史まちづくりに対する市民の認識がまだ十分に浸透していない

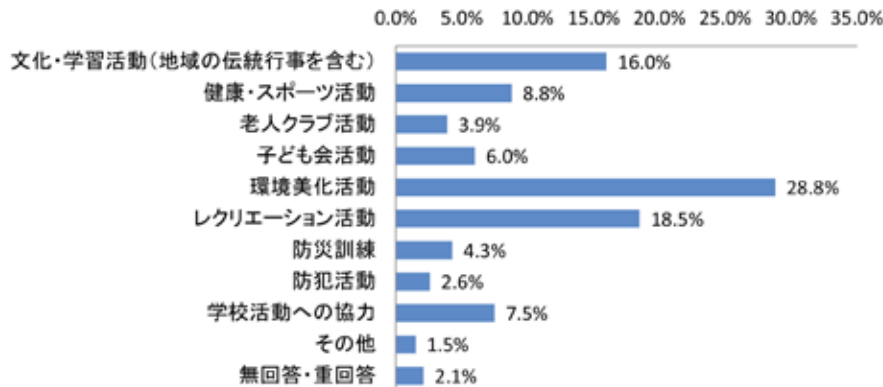
価値の高い文化財が数多く存在するが、その価値や魅力が広く認識されていないものが多い。また、少子高齢化により伝統行事の規模が縮小し、継承機会が減少してきており、市民が伝統行事等に触れ、認識を深める機会が減少してきている。

こうした市民が伝統行事等に触れ、認識を深める機会の減少も反映してか、平成28年(2016)度に市が実施した「まちづくりアンケート」で、「郷土の歴史や文化財・伝統文化を



郷土の歴史・文化財・伝統文化をどのくらい知っていますか
(資料：H28まちづくりアンケート 回答者数1,507人)

どのくらい知っているか」の問いに対し、「よく知っている」「まあまあ知っている」と答えた市民が約25.5%であり、また、「町内会等の地域活動(行事)に参加しましたか」の問いに対して、「地域の伝統行事を含む文化・学習活動に参加した」と答えた市民が、約16.0%という結果となっており、市民の歴史まちづくりに対する認識は、まだ十分に浸透していない。



過去1年間に市民が参加した地域活動(行事)
 (資料: H28 まちづくりアンケート 回答者数 1,507 人)

5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する課題

① 来街者への情報発信とまちなか回遊性の不足

歴史的風致や市内に点在する様々な文化財等を紹介し誘導するための情報発信が不足している。また、来街者が歴史的風致を感じられるようなスポットへ誘導するための対策も確立されていない。方向案内板や観光案内板については、デザインが統一されておらず、外国人観光客への配慮も不足しており、既存の案内板等の老朽化対策も遅れている。

さらに、来街者が安心して快適に回遊するための歩行者空間や交通アクセスの整備も不十分である。



外国語が未表記の案内板

② 観光ガイドの高齢化とインバウンド対応の不足

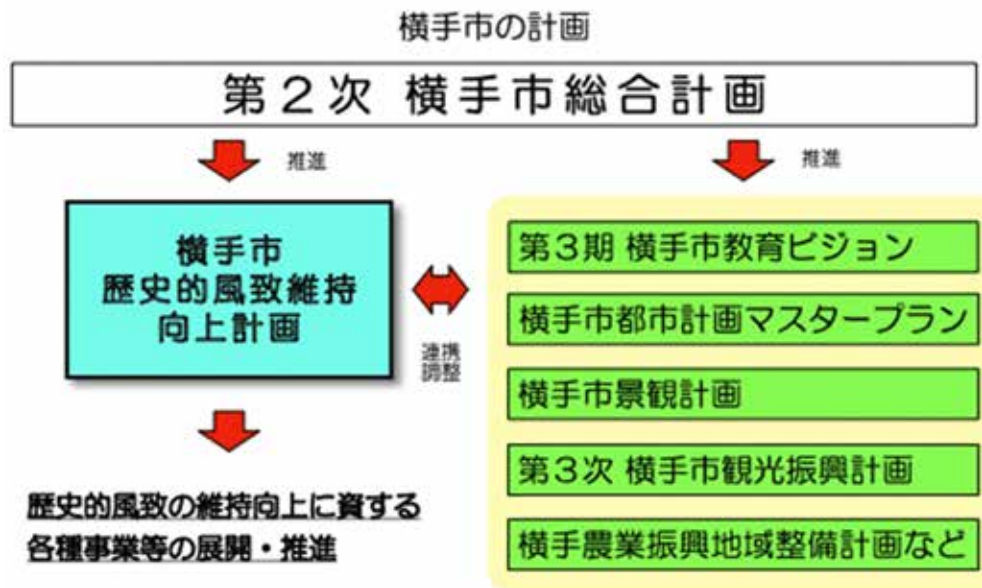
観光ガイドの高齢化により担い手の不足が懸念されている。また、観光庁「宿泊旅行統計調査」によると、平成21年(2009)の外国人延べ宿泊者数が453人に対し、平成28年(2016)は1,124人に増加している一方で、多言語に対応したガイドが不足している。

③ 来街意欲をそそる効果的な地域ブランディングの不足

まちなみ景観を阻害する建築物等や、空き家・空き地化により、歴史的なまちなみを魅力的な観光資源として捉える認識が共有されづらくなっており、インバウンドの促進も視野に入れた、歴史的風致の活用による地域ブランディングの推進がますます必要となっている。

2 既存計画との関連性

本市では、総合計画や都市計画マスタープランが時代に即して改訂され、さらに横手市景観計画や横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画等、本市の歴史的風致の維持及び向上に関わりの深い計画も既に策定されている。このため、これらの計画との整合や調和、連携を図り、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。



計画の連携イメージ図

1. 第2次横手市総合計画

第2次横手市総合計画は、平成28年(2016)度から令和7年(2025)度までの10年間に於ける本市の将来像と、これを実現するための基本目標を定めたまちづくりの指針となる「第2次横手市総合計画基本構想」と、その基本構想期間の令和2年(2020)度までの前期5年間を計画期間とした「前期基本計画」、向こう3年間を計画期間とした「実施計画」から成る。

基本構想では、本市が目指す将来像を『みんなの力で 未来を拓く 人と地域が^{かがや}くまちよこて』と設定し、重点的に取組みを行っていく重点目標として「働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち」「安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち」の実現を目指すことを定めている。

将来像の実現に向けて、市が目指す7つの基本目標を掲げ、この目標実現のために34の施策に取り組むこととしている。このうち、施策2-5「よこての伝統文化の継承と再発見」では、文化的資産を活かした地域づくりと観光振興を進めるため、市民とともにその把握と周知、保存活用を推進するとともに、地域の歴史と文化資産の周知を通じて、市民に郷土への愛着と誇りを育む取組みを行うこととしている。また、施策4-4「観光・物産資源の発掘と発信」では、魅力ある地域資源の発掘と、それらを活かした国内外への戦略的な観光・物産PRと情報発信や誘客を推進することとしている。

第2次横手市総合計画

【将来像】 「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が 燦くまち よこて

【重点目標】 ・働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち
・安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち

【基本目標】

基本目標1 みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

基本目標2 楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

政策2 学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます

施策 5 よこての伝統文化の継承と再発見

- 文化的資産を活かした地域づくりと観光振興を進めるため、市民とともにその把握と周知、保存活用を推進します
- 地域の歴史と文化的資産の周知を通じて市民に郷土への愛着と誇りを育みます

基本目標3 美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

基本目標4 地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり

政策4 魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

施策4 観光・物産資源の発掘と発信

- 魅力ある地域資源の発掘とそれらを活かした国内外への戦略的な観光・物産PRと情報発信や誘客を推進します

基本目標5 安全で快適な住みよいまちづくり

基本目標6 みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

基本目標7 計画実現のために

2. 第3期横手市教育ビジョン

本市では令和3年(2021)3月に、令和7年(2025)度までの5年間を計画期間とする「第3期横手市教育ビジョン」(横手市教育振興基本計画 横手市教育大綱)を策定した。教育目標として、郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち、横手、を掲げている。また、5つの施策のうち「よこての伝統文化の継承と再発見」では、取り組み方針として、地域の歴史的資源を活かした地域づくりを進めることとし、地域の歴史的資源の周知を通じて市民の郷土への愛着と誇りを育む、としている。

第3期横手市教育ビジョン

【まちづくりの基本目標】 楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

【教育目標】 郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち、横手

【政策】 学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

施策1 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

目指す将来の姿 ふるさと横手を愛し、学ぶ意欲にあふれ、確かな学力を身に付けた児童生徒が健やかに成長しています。

施策2 安全で安心して学べる教育環境の整備

目指す将来の姿 児童生徒が、未来の横手を担って新しい時代を生き抜く力を身に付けるため、個性を生かして多様な人々と協働しながら学習することができる、安全・安心な教育環境が整備されています。

施策3 元気なまちを築く生涯スポーツの促進

目指す将来の姿 市民一人ひとりがスポーツを通して、心と身体を豊かにし、健康で活力ある生活を送っています。

施策4 心を豊かにする生涯学習の推進

目指す将来の姿 多様な生涯学習の機会が提供され、市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学べるとともに、優れた芸術文化に親しむことができます。また、よりよい読書環境が整えられ、市民が自らの考えで行動し、人生を楽しんでいます。

施策5 よこての伝統文化の継承と再発見

目指す将来の姿 市民が地域の歴史や文化をよく理解し、横手に誇りを持って暮らしています。

3. 横手市都市計画マスタープラン

本市では平成21年(2009)3月に、横手市総合計画「ふるさとよこてスクラムプラン」で位置づけられている『横手市の将来像』の実現に向けて、都市づくり、まちづくりを進めるための横手市都市計画マスタープランを策定した。都市機能が市街地に集積し、市街地と田園集落が交流・連携により共に暮らす「コンパクトシティ」形成を目指して、「特定用途制限地域の指定」を定め、平成23年(2011)12月に「特定用途制限地域」を都市計画決定した。

策定から10年が経過し、人口減少、少子高齢化の進展は一層深刻な状況となり、中山間や田園地域の高齢化、過疎化だけではなく、中心部においても空き地・空き家、空き店舗が増加し、空洞化が深刻化している。このままでは医療、福祉、商業、子育て支援、公共交通等の生活サービス機能の維持が困難になるほか、財政制約の高まりにより、公共建築物や道路、橋梁などの都市基盤施設の維持管理や除排雪の維持が困難になることが懸念される。

こうした課題に対応し、横手市をより快適で、暮らしやすい、持続可能なまちにしていくために、平成31年(2019)3月、横手市都市計画マスタープランの改定を行った。また、持続可能なまちづくりへの取り組み方針として横手市立地適正化計画を策定した。

国では近年の自然災害の頻発・激甚化へ対応すべく、都市再生特別措置法の一部改正を行い、立地適正化計画に「防災指針」を定めることが追加された。市ではこれを受け、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、令和4年5月、防災指針を追加したことによる立地適正化計画の見直しを行った。

横手市都市計画マスタープラン

■ まちづくりの理念とまちづくりの方針

(1) 元気に暮らし続けられるまちづくり

- ① 中心拠点、副拠点の魅力の向上を図り、まちの活気を取り戻す
- ② 地域拠点の形成とネットワークづくりによる暮らしやすいまちづくりを進める
- ③ 市街地の無秩序な拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを進める
- ④ 地域資源を活かした産業振興による雇用の場を確保する

(2) 安全で安心して暮らし続けられるまちづくり

- ① 雪に強いまちづくりを推進する
- ② 誰もが安心・安全で暮らしやすいまちづくりを推進する
- ③ 水害に強い市街地形成を推進する
- ④ 地震、火災などの災害に強いまちづくりを進める

(3) 風土や歴史を活かしたまちづくり

- ① 横手盆地に広がる田園景観等、風土を活かした景観を形成する
- ② 歴史的なまちなみ景観の向上を図り、観光交流の一層の推進を行う

■ 将来都市構造

横手市の各地域が守り育ててきた自然や文化、地域コミュニティを大切にした
「多核型のコンパクトシティ + ネットワーク」

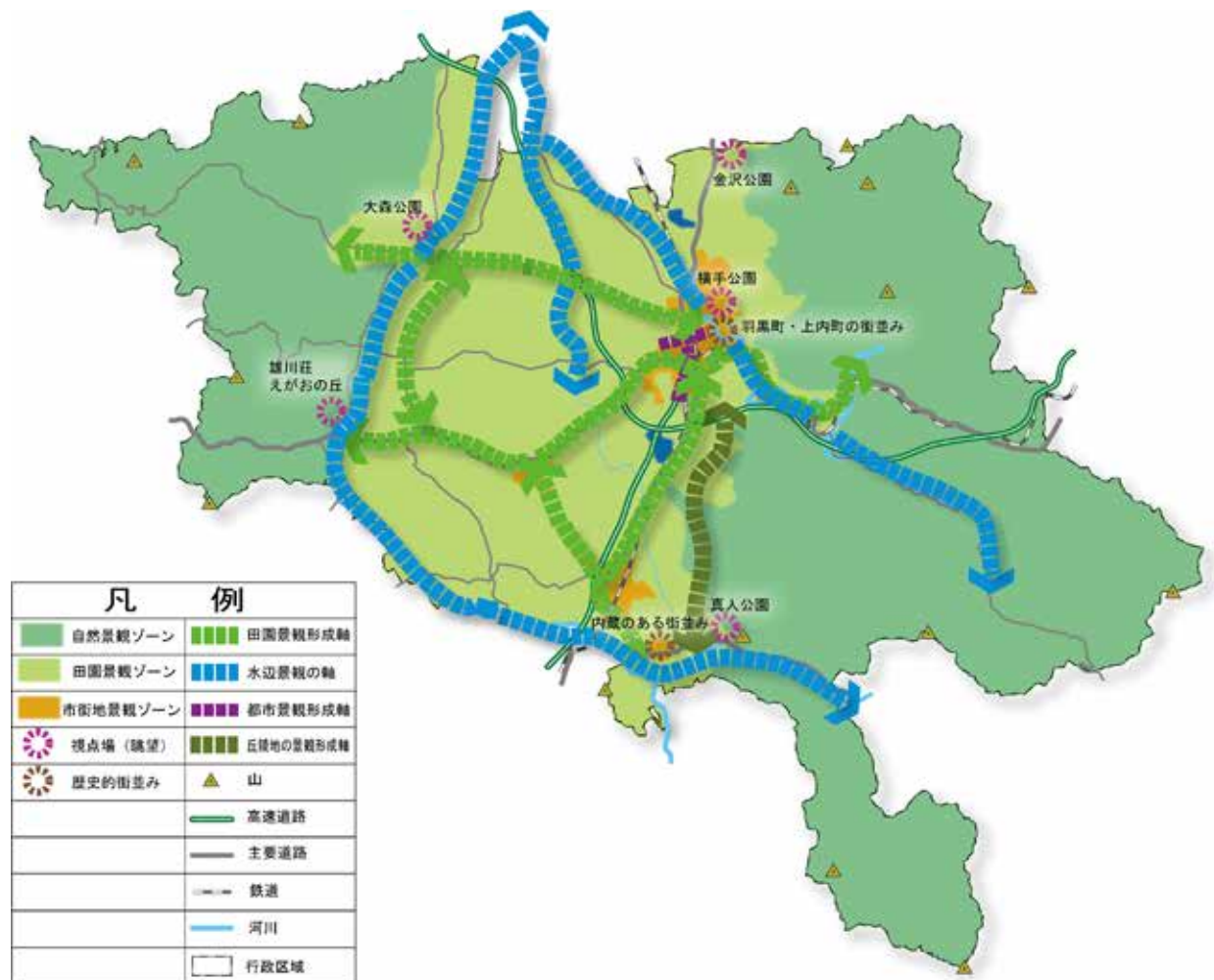
4. 横手市景観計画

平成16年(2004)の景観法の施行を受け、本市では平成21年(2009)10月に景観行政団体となり、平成24年(2012)9月に目指すべき景観形成の将来像を「山と川、豊かな自然と歴史あふれる景観を、守り、育て、つなげる田園都市」と設定し、景観計画区域を本市全域とした『横手市景観計画』を策定した。

将来像にふさわしい景観形成の方向性を「自然景観形成の方向性」「歴史・文化景観形成の方向性」「都市景観形成の方向性」とし、土地利用や景観資源の分布等を踏まえて設定している。

基本方針では、本市を代表する市街地や田園を望む視点場(眺望点)について、樹木の維持管理等を行いながら、眺望の確保を図ることとしている。

また、本市には多くの歴史的・文化的資源が残っており、その歴史を感じ取ることができる街並みについては、住民の意向を踏まえながら、街並み景観の保全を図ることとしている。



景観形成の方向性に基づく将来像図

5. 第3次横手市観光振興計画

「横手市観光振興計画」は、平成24年(2012)度から始まり、1次が平成27年(2015)度まで、2次が令和2年(2020)度まで、それぞれの策定期間の5年後を展望して策定されてきた。

令和3年(2021)度から令和7年(2025)度までの5年間を実施期間とする第3次計画では、「横手ブランドの創造」を基本理念とし、「横手らしさ」の磨き上げ、オール横手で稼ぐ力を生み出す「観光地域づくり」と高い「観光力」の構築を目指している。

新たな観光資源の活用として、横手地域を中心とした歴史的資源を核とする回遊エリアの造成と「横手市歴史的風致維持向上計画」等に基づく整備が盛り込まれている。

第3次 横手市観光振興計画

【計画の目標値】

成果指標	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
観光地点等入込客数(年間)	3,720,244人	4,000,000人
市内宿泊施設宿泊者数(年間)	248,488人	265,000人
外国人観光客宿泊者数(年間)	2,011人	2,300人
増田エリア入込客数(年間)	359,697人	370,000人
観光消費額(宿泊を伴う)	30,539円	36,000円
来訪者満足度	56%(※H30)	90%
リピーター率	60%	70%

1. 基本理念

横手ブランドの創造

2. 基本方針

- ① 観光活動の推進とウィズコロナ期・アフターコロナ期を通じた反転攻勢戦略
- ② 新たな観光資源の活用
- ③ 観光誘客の取り組みの強化
- ④ 効果的な情報発信の推進
- ⑤ 地域資源を活用した産業振興
- ⑥ 観光文化施設等の適正な管理

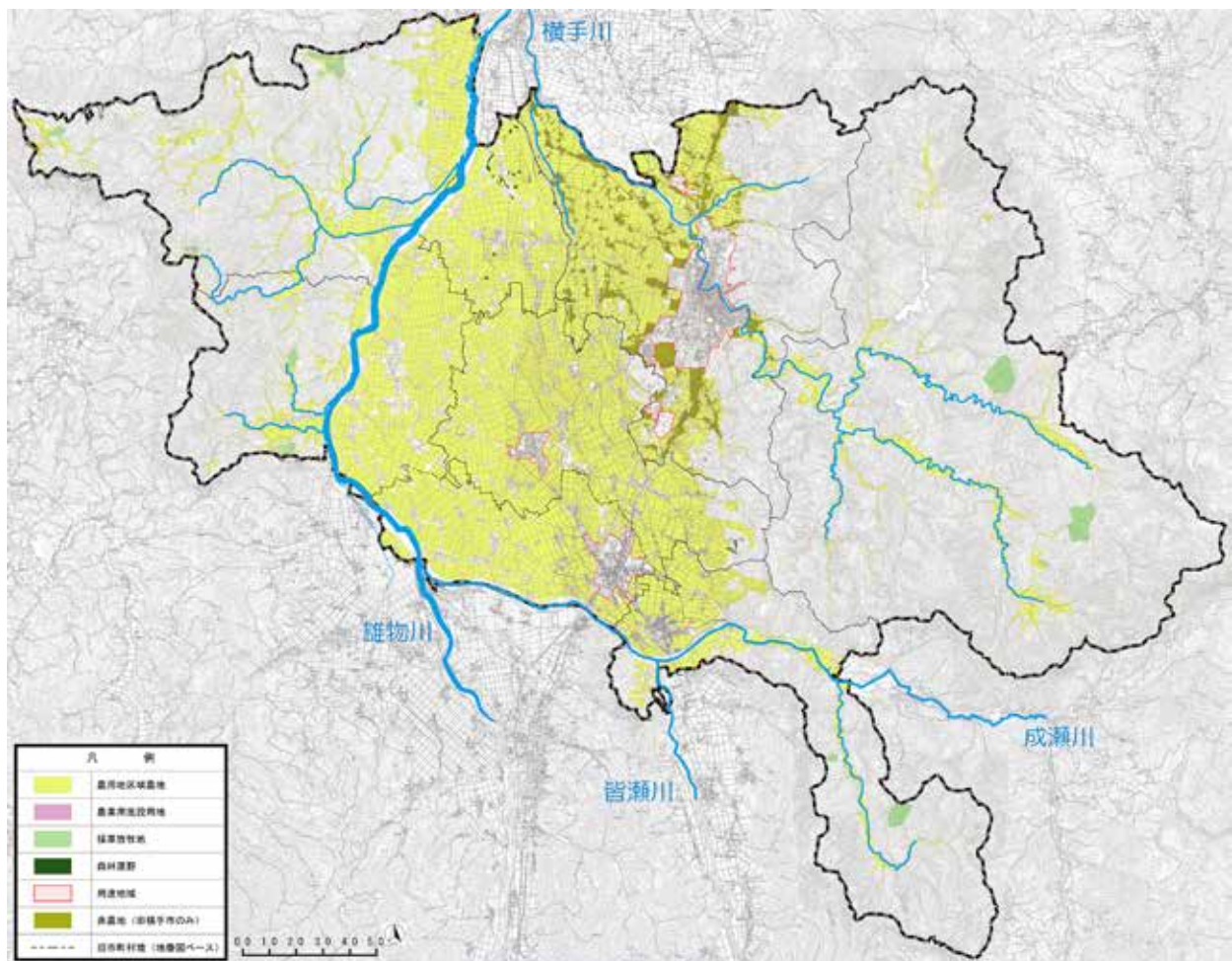
3. 重要戦略

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光動向及び形態の変化に伴う、当市の観光業の進化と反転攻勢
- ② 市と「一般社団法人横手市観光推進機構」の連携による効率的に稼ぐ観光地域づくり
- ③ 横手市増田まんが美術館を中核とした全市回遊滞在型観光の推進

6. 横手農業振興地域整備計画

本市では、平成17年（2005）度に農業振興地域の指定を受け、平成21年（2009）度に横手農業振興地域整備計画を策定し、平成28年（2016）度に見直しを行った。

この中で、農用地等利用の方針では、観光農業の維持発展に努めるため、果樹の生産体験や交流の場となる観光農園の整備等による六次産業化とあわせて、優良農地の保全に努めていく。なお、りんご及びぶどう等は、安定した収穫量が見込まれるため、観光農園等の販売面の工夫を進めることとしている。農用地等の保全計画では、農業生産基盤として利用を図る農地は、農業委員会等との連携を図り、経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に実施し、日本型直接支払交付金により農用地の保全に努めるとしている。農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画では、農業生産の基盤である農地の減少とともに、担い手不足による農業従事者の高齢化が深刻化しているが、農業を志す若者の増加等もあり、有効性のある助成措置のほか、農業者への農業関係の各種情報の提供と、新規就農支援制度を活用し、新たな就農者を確保するように努めることとしている。



横手農業振興地域整備計画土地利用計画図

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及びその課題等を踏まえ、以下のとおり方針を定める。

1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する方針

①歴史的建造物等の保存・活用の推進

市内各所で大切に受け継がれてきた歴史的建造物は、地域の財産であるとともに、地域の「顔」として、良好な景観の形成要素のひとつとなっており、後世に着実に継承していくため、地域で支え、守り、活かしていく仕組みや環境づくりを進めていく。

歴史的建造物のうち、国や県、市の指定文化財や国の登録有形文化財等は、文化財保護法や秋田県文化財保護条例及び横手市文化財保護条例、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、歴史的建造物の保存修理や耐震補強等を推進し、適切な保存・活用を図る。併せて修理を行う技術者の養成を支援していく。

公共所有の歴史的建造物については、積極的な保存及び活用の措置を図る。また、民間所有で修理の実施が困難な場合は支援を検討するとともに、建造物の権利移転等も視野に、適切な保全に努め、歴史的風致の継承に効果的な活用を進めていく。

②伝統的建造物群保存地区や、指定等の文化財建造物の防災対策の促進

伝統的建造物群保存地区については、横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、災害に対する予防体制の確立及び災害リスクの軽減の促進を図る。

指定等の文化財建造物については、必要に応じた防災対策を進めるほか、防災意識の高揚を図る。また、個人所有で管理の行き届いていない空き家等に関しては、横手市地域防災計画等に基づき、老朽化した危険家屋等の把握に努め、所有者に対し適正な管理指導を行っていく。

③文化財調査及び指定等の推進と、未指定を含む文化財の保存活用等に関する構想等の策定

未指定の歴史的建造物や、民俗芸能・風俗慣習等の無形民俗文化財、埋蔵文化財等の調査を進め、歴史的風致を構成する文化財のほか、市内の文化財について総合的な把握を行い、文化財全般の保存活用に関する構想等の策定を行う。

歴史的風致を構成する未指定の歴史的建造物や伝統行事を中心に調査を進め、歴史的風致形成建造物への指定、文化財保護法や市の条例等に基づく価値づけも検討しながら、保護措置を図る。調査を継続している後三年合戦関連史跡については、引き続き優先的に埋蔵文化財の調査を進める。

既に指定されている文化財については、必要性を見極めながら整備基本計画を作成する等して保存・活用を進めていく。

2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する方針

①景観計画と連動した町並み景観の保全

景観重点地区での建築物等の景観誘導や修景に対する支援制度等の周知を図り、建造物の

景観誘導と併せて、支障のある工作物の適切な整備、公共施設等の修景整備を図る。

空き家・空き地利用の問題に対しては、景観まちづくり委員会や地元住民及び民間事業者等が中心となった協議の場を設けることを検討し、ソフト・ハード両面から具体的な展開の推進を図っていく。

②都市公園の環境整備と保全活用

かまくら行事の会場のひとつでもある横手城跡の横手公園については、老朽化した工作物の撤去により歴史公園としての景観の保全と活用を図り、併せて広域避難地としての機能にも配慮した整備を行う。

都市公園内にある国指定史跡等については、今後策定予定（方針1-③）の保存管理計画や整備基本計画等に基づき、周辺環境も含めた適切な環境整備の検討を行う。

3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する方針

①活動の後継者育成と活動継承への支援

地域住民組織や保存団体と連携しながら、保存・継承・伝承のために必要となる支援を推進し担い手となる後継者の育成につなげていく。そのため、学校教育の場や継承に取り組む組織と連携協力しながら後継者の育成を図るほか、探訪事業等を通じて市内の歴史的風致を知る機会の提供に努めていく。

また、増田地域の伝統的建造物群保存地区を始めとした市内各地に所在する文化財建造物の修理・復原を行う際に、必要となる専門的で高度な知識を持った修理技術者等については、ヘリテージマネージャー等と連携しながら、これまで行ってきた講習会の開催を今後も継続して実施し、養成に努めていく。

また、農業に関しては、助成や各種支援制度の情報提供等を行い、意欲ある農家への農地の集積等を進めながら、JAや秋田県等が行っている栽培技術等に関する研修会に関する積極的な情報提供に努め、新たな農業者や後継者の育成を図っていく。

②伝統行事等の継承に向けた相談体制の構築

伝統行事等で必要な稲ワラ等材料の確保への支援対策や、^{むしろ}筵や縄等の製作技術を継承するための記録映像の作成と人材育成のための対策、用具や装束等の修繕・更新に対する支援を検討する。また、保存団体等と課題を共有しながら、後世への継承を図っていくための対策を検討する。

助成金等を活用した伝統行事の用具や装束等の修繕・更新等を進めるため、保存団体及び保持団体に対する相談体制を構築し随時情報を共有しながら、各種支援制度について積極的な情報提供を図っていく。



縄ないの体験活動の例

4. 「歴史的風致の認識向上」に関する方針

①歴史まちづくりの普及啓発と情報発信の推進

小中学校や各地域の公民館単位での地域文化講座等の開催を検討するほか、市内の歴史文化について各種団体と協働しながらシンポジウムや歴史的風致めぐり等のイベントを開催し、市内外を問わず広く歴史的風致の情報の発信を推進する。また、歴史まちづくりを市民にわかりやすく伝えるため、市報やホームページ等を活用しながら、情報発信の検討を行っていく。

5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する方針

①来街者への情報発信とまちなか回遊性向上の推進

来街者に分かりやすいサインガイドラインを策定し、外国人観光客にも対応した方向案内板や広域観光案内板、地域観光案内板や周辺施設案内板の設置を進めるとともに、市内各所の歴史的風致を来街者がスムーズにまち歩き出来るようなガイドマップを作成する。さらに、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を進めることで、来街者への情報発信を図る。

また、来街者が安心して快適に回遊できるよう、交通アクセスの改善や歩行者空間の整備を進めるとともに、果樹栽培等の生産環境を一望できる丘陵地に展望スペースを整備する等、来街者の受け入れ体制を整え、情報発信と合わせて歴史的風致内及び歴史的風致間のまちなか回遊性の向上を図る。

②多言語対応を含めた幅広い年齢層のガイドの育成

地域や学校等と連携した幅広い年齢層のガイドに加え、今後増加することが予想される外国人に対応できるガイドの育成も行っていく。



観光客を案内するガイド

③地域ブランディングの推進による訪日外国人観光客の誘客促進

歴史的なまちなみを阻害する建築物等の除却や空き地等の活用及び美装化を実施することで、歴史文化を活かした地域ブランディングを推進し、インバウンドの促進も図る。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持向上を図るためには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。このようなことから、本計画を推進するにあたり、教育委員会教育総務部伝統文化課を事務局に、都市計画課、観光おもてなし課、農業振興課、各地域局地域課等と連携した庁内体制を構築していく。

また、実施にあたっては、町内会や地域運営組織、地区会議、文化財愛護団体等と協働で進めるほか、国や秋田県・秋田県教育委員会と協議を行い、助言や支援を得るとともに、歴史まちづくり法第11条に基づき設置した「横手市歴史的風致維持向上協議会」において、計画の推進や変更、事業の円滑な実施について協議を行う。必要に応じて都市計画審議会等の各審議会に報告し助言を得るほか、文化財等所有者や関係団体との連携を行うものとする。

